

17コ福第79号
平成17年(2005年)5月23日

社会福祉法人の代表者 殿

長野県社会部長

社会福祉施設の整備に係る契約手続きについて(通知)

社会福祉施設の整備については「社会福祉施設等整備事業補助金交付要綱」(昭和48年1月25日長野県告示第27号、以下「要綱」という。)等に基づき適正な事務処理にご配慮いただいているところですが、契約の一層の適正化を図るため、要綱に基づき実施する社会福祉施設の建設工事にあつては、必ず一般競争入札を行うものとし、要綱に定めのあるもののほか、下記のとおり県への届出等を行うこととしますので、その取扱いに遺憾のないようにしてください。

なお、従前の取扱いを定めた「社会福祉施設の整備に係る契約手続きの適正化について」(平成9年6月19日9厚第310号)は本通知の施行により廃止します。

記

1 届出事項

- (1) 一般競争入札を行うにあつては、各法人の定款に定める方法及びインターネット等により公告し、その内容をすみやかに所轄の地方事務所を経由のうえ、施設整備の所管課長あて提出すること。
- (2) 入札後は、入札が適正に行われたことを証明するため、立会人全員が署名、押印した入札経過報告書(別紙)をすみやかに(1)と同様に提出すること。
- (3) 契約締結後、契約書の写しを10日以内に(1)と同様に提出すること。

2 留意事項

- (1) 公告から入札までの期間については、十分な見積期間を確保するため15日以上とすること。
- (2) 入札は監事のほか、複数の理事又は評議員(理事長及び理事長と定款に定める「特殊の関係にある者」を除く。)を立ち合わせること。
なお、入札の適正な執行のため、地方事務所及び地元市町村に対し、職員の入札への立会いをもとめること。
- (3) 入札終了後、直ちに立会人及び入札業者の立会いのもとに開札を行い、その結

果、予定価格の制限の範囲内に達したものがあるときは最低の価格をもって入札した者（2人以上あるときはくじにより決定した者）を落札者とする。

なお、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度（再々度）の入札を行うこと。

- (4) 再度（再々度）の入札に付し、落札者がいないときは、最低の価格で入札した者から3回を限度として見積書を徴し、予定価格の制限の範囲内の価格において、随意契約をすることができること。
- (5) 施設整備の所管課では、提出された入札経過報告書のうち、落札者氏名及び決定金額については一般の閲覧に供するので、法人においても同様に閲覧に供するとともにインターネット等により公表すること。
- (6) 一括下請負があった場合、要綱の補助対象にならないので特に留意すること。
- (7) 施設整備の所管課では、事業計画書に沿って建設が進行しているか否かを確認するため、建設工事中間点及び工事完了時点において工事監理者及び請負業者立会いのもとで現地調査を行うものであること。
- (8) 工事の一部を下請業者が行う場合には、法人において、当該下請業者の商号又は名称、工事内容その他必要事項を確認しておくこと。

なお、施設整備の所管課では現地調査の際、これらを確認するものであること。

3 その他

本通知による取扱いは民間公益補助事業による施設整備についても適用するものであること。